

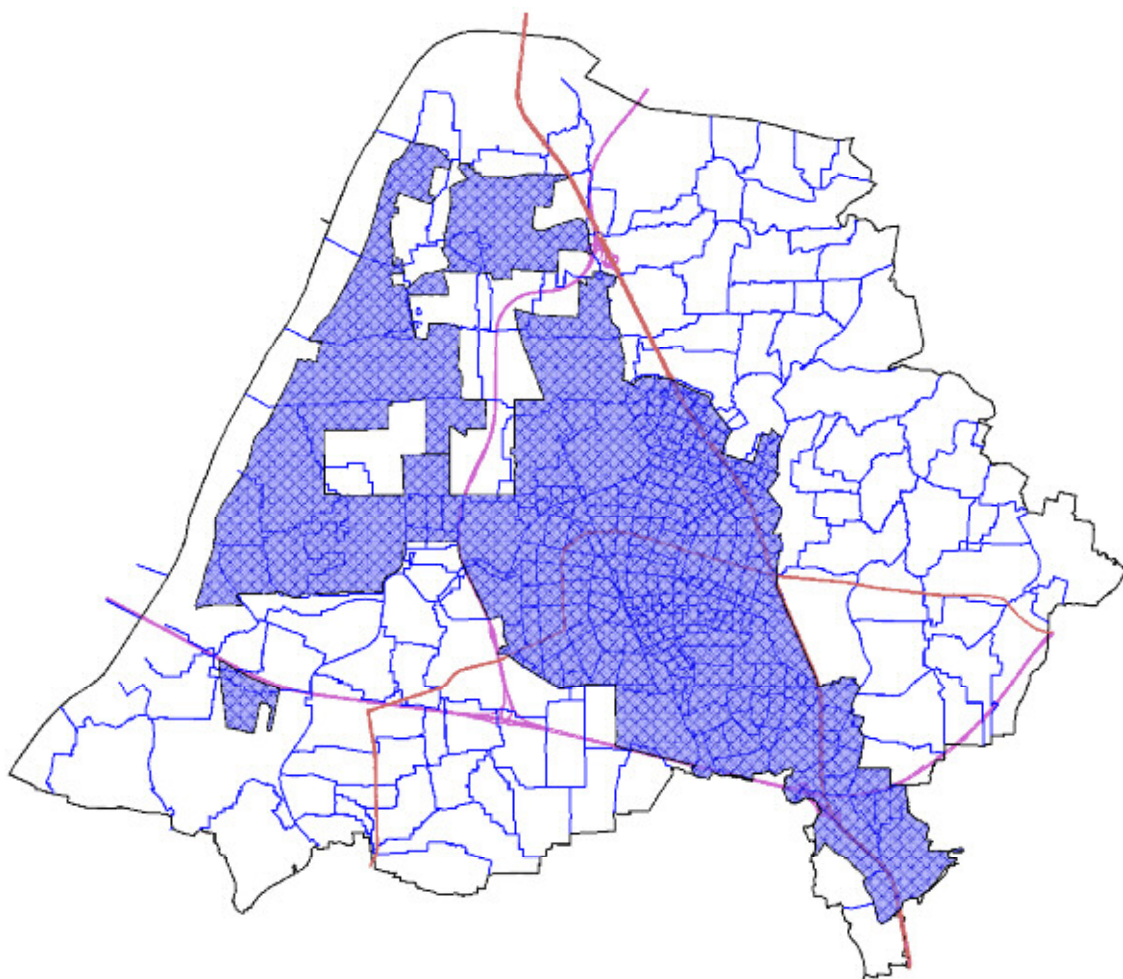
第2章 農業行政に関する制度

1. 土地利用の現況

一宮市は、市の全域が「都市計画法」に基づく都市計画区域に指定されているため、市街化区域（下記地図の網掛け部分）と市街化調整区域とに区分（線引き）されています。

市街化区域では、市街地の形成に向けて用途地域を設け、土地利用の規制・誘導を図っています。その中の農地については、「生産緑地法」による生産緑地地区の指定を行い、保全に努めています。

一方、市街化調整区域では、無秩序な市街化を抑制すべき区域として、開発行為は制限されているため、ほぼ全域が「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」による農業振興地域に指定されています。



2. 農業振興地域整備計画

農業振興地域は、農業を振興する地域を明らかにし、その地域の土地利用を高めるとともに、土地基盤の整備、農地保有の合理化、農業の近代化施設の整備等を進め、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用を寄与することを目的としています。

一宮市では、昭和46年5月に農業振興地域の指定を受け、昭和50年3月に農業振興地域整備計画を策定し、平成21年には計画を変更しました。

一宮市は、市街化調整区域（7,580ha）のほぼ全域が農業振興地域（7,449ha）に指定されており、さらに農業振興地域内のまとまった農地は、農用地区域、通称「青地」（1,875ha H27.12.31 現在）として保全に努めています。

農業振興地域整備計画の変更（農用地利用計画の変更＝農用地区域の編入・除外・用途区分の変更）については、年4回（5月・8月・11月・翌年2月）を締め切りとして行っています。

また、農用地区域を除外する変更は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく必要要件を満たし、かつ、除外する目的の開発行為等について農地法・都市計画法・特定都市河川浸水被害対策法等他法令等による許認可が必要な場合、それぞれの見込みが明らかであるときのみ行うことができます。

その他、農用地区域に編入する変更は、農用地としての優良性や整備の可能性等を検討し、農用地区域に含めることが相当なものについては、積極的に農用地区域に含めます。また、一度農用地区域からの除外を行ったものの、その後、やむを得ない理由で除外目的の事業を取り止めなければならなくなった場合については、申出地を農地へ回復をしていただき、再度農用地区域への編入手続きを行います。

なお、農業振興地域整備計画に基づく事業の実施に関する事項や、農用地利用計画の変更などは「一宮市農業振興地域整備研究協議会」という会議において協議されています。この協議会は、年4回の「農用地利用計画の変更申出」に合わせて開催しています。

3. 生産緑地地区制度

【生産緑地地区とは】

生産緑地地区とは、農林漁業との調整を図りつつ良好な都市環境の形成に資するために、市街化区域内の農地・森林・池沼などのうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に相当の効果があり、かつ、公園・緑地など公共施設などの敷地の用に供する土地として適しているものを所有者の申請に基づき都市計画により定められた地区をいいます。

【生産緑地地区の指定】

生産緑地地区は、平成4年12月4日、旧一宮市においては1,033団地、143.71ha、旧尾西市は267団地、40.15haをそれぞれ指定しました。また、合併に伴い木曽川地区については、平成17年12月21日、128団地、13.99haを指定しました。

その後、主たる従事者の死亡や営農継続不能な故障による買い取りの申出、道路、公園などの公共施設などの設置、土地区画整理事業の仮換地処分による指定替えなどによる除外をし、平成28年12月28日現在、1,059団地、約133.8haが生産緑地地区として指定されています。

【生産緑地の税について】

(1) 固定資産税、都市計画税

市街化区域内農地は宅地並み課税となっていますが、生産緑地地区内の農地については農地課税となり、税負担が非常に少なくなっています。

(2) 相続税の納税猶予制度

相続税の納税猶予制度とは、農地などを相続して引き続き農業を営む場合に、納付すべき相続税のうち農業投資価額を超える部分に対応する相続税について、納税猶予の特例を受けることができる制度です。平成3年度の税制改正により、平成4年1月1日以降「特定市街化区域農地など」については、生産緑地地区を除いては納税猶予制度を適用しないこととなっています。

現在の一宮市の市街化区域内農地などは、特定市街化区域農地などとなるため、平成4年1月1日以降に生じた相続については、生産緑地地区内の農地などであれば、相続税の納税猶予制度が適用されますが、猶予期限は死亡の日まで、つまり終身営農となります。

ただし、木曽川町の市街化区域内農地などは、合併により一宮市となっても、生産緑地地区の指定を受けなくても従来の納税猶予の特例を受けることができます。つまり20年間の営農により猶予分が免除されます。

【生産緑地の維持管理】

生産緑地地区に指定されると、農地としての土地利用が都市計画上明確に位置付けられ、一団ごとに標識が設置されます。

生産緑地は、農地として管理することが義務づけられており、建築物などの新築・増改築、宅地や駐車場の造成などの行為はできません。

ただし、ビニールハウスや農業資材の収納施設など農業を営むため必要なもので生活環境の悪化をもたらさないものに限り、予め市長の許可を得て建築などを行うことができます。

【生産緑地の買い取り制度】

生産緑地制度には、買い取り制度があります。

生産緑地に指定されてから30年経過したときや、農業の主たる従事者が死亡したり、農業に従事することを不可能とさせる故障が生じたりしたときは、随時、市長に対して生産緑地の買い取り申し出をすることができます。

4. 地域農政推進対策事業

【一宮市における地域農政の取組】

平成6年11月、「農業経営基盤強化促進法」に基づき「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（以下「農業基本構想」という）を定めました。それを受けて、平成7年7月、一宮市地域農政推進協議会（委員52名）を発足させ、現在は41名の委員で農用地の利用集積や経営管理の合理化など、農業経営の体質強化を促進するための組織的活動に取り組んでいます。

【認定農業者制度について】

認定農業者制度は、農業者が「農業基本構想」に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

平成29年3月末現在、一宮市には105名の認定農業者が地域農業の中心経営体として農業を営んでいます。作物別内訳は水稲・露地野菜・施設野菜・施設花き・養鶏など多岐に渡り、一宮市の農業の中核を担う経営者として期待が寄せられています。

【青年等就農計画制度について】

新規就農者を増やし、地域農業の担い手として育成するためには、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した支援が重要であることを踏まえ、平成26年度から青年等就農計画制度を農業経営基盤強化促進法に位置づけ、市町村が青年等就農計画を認定しています。

平成29年3月末現在、一宮市には10名の青年等就農計画の認定者が就農しています。はつらつ農業塾の「担い手育成コース」卒塾生や親元就農を行う若い農業者など、今後も地域の担い手となる後継者を確保し、就農者が認定農業者とレベルアップできるよう積極的に働きかける必要があります。

【利用権の設定】

一宮市の「農業基本構想」では、認定農業者をはじめとする意欲的な農業者や農業経営体に対して、農地の集積や規模拡大を図るため、全市的に「利用権」の設定に取り組む方針を定めています。

「利用権」の設定は、農地法の特例として扱われるため、農地の貸借が簡単にできます。平成29年3月末現在、利用権設定面積は150ha（貸し手898人・借り手83人）で、稲作の規模拡大に活用されています。

【農地中間管理事業】

農地中間管理事業は、愛知県から農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人愛知県農業振興基金が所有者から農地を借り受けて、農業の担い手に貸し付けることによって、農地の集積を進めていく事業です。

【機構集積協力金交付事業】

機構集積協力金は、機構を活用した担い手への農地集積・集約化を加速するため、機構に対し農地を貸し付けた地域及び個人に対して協力金を交付するもので、地域集積協力金・経営転換協力金・耕作者集積協力金があります。

(1) 地域集積協力金について

地域の話し合いにより、地域内の全農地の一定割合以上を概ね10年以上機構に貸し付けた地域に対して、愛知県が定める交付基準に基づき協力金が交付されます。

(2) 経営転換協力金について

農業部門の減少により経営転換する農業者、リタイアする農業者、農地の相続人で農業経営を行わない者で、全ての自作地を10年以上機構に貸し付け、当該農地が借り受け希望者に転貸された者に対して、協力金が交付されます。

(3) 耕作者集積協力金について

機構が借り受けている農地に隣接する農地等を10年以上機構に貸し付け、当該農地が借り受け希望者に転貸された農地所有者及び利用権者に対して、協力金が交付されます。

5. 経営所得安定対策等の見直し

国は平成 25 年度に、従来の経営所得安定対策（旧・戸別所得補償）については、一律の支払いなど構造改革にそぐわない面があったため、米価変動補填交付金は平成 26 年度で廃止、米の直接支払交付金は平成 29 年までとする一方、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する交付金（ゲタ対策）と、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）については一律の規模要件を外し、意欲ある農業者が参加できるように見直しされました。

加えて、米の直接支払交付金を見直すことにより、主食用米偏重ではなく、麦、大豆、飼料用米など需要のある作物の生産を振興し、意欲ある農業者が、自らの経営判断で作物を選択する状況を実現することになりました。その結果、生産調整を含む米政策も、これまでと大きく姿を変え、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、需要に応じた主食用米生産が行われるよう、環境整備を進めることになりました。支援内容は下記のとおりです。

（1）畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

面積払（営農継続支払）の単価：2 万円/10 a（そばは 1.3 万円/10 a）

（2）米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の 9 割を、国からの交付金と農業者の積立金で補てんします。（補てんの財源は、農業者と国が 1 対 3）

（3）米の直接支払交付金

米の生産数量目標に従って生産する販売農家・集落営農に対して、10a 当たり 7,500 円交付します。交付対象面積は主食用米の作付面積から一律 10a 控除します。平成 29 年産までの時限措置として実施し、平成 30 年産以降は廃止されます。

【水田活用の直接支払い交付金】

（1）戦略作物助成

対象作物：麦、大豆、飼料作物（3.5 万円/10a）、WCS 用稲（8 万円/10a）、加工用米（2 万円/10a）、飼料用米、米粉用米（収量に応じ 5.5 万円～10.5 万円/10a）

（2）二毛作助成

二毛作への助成（1.5 万円/10a）

（3）耕畜連携助成

飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環を支援（1.3 万/10a）

(4) 産地交付金

一宮市地域農政推進協議会が策定

6. 農業制度資金

農業制度資金とは、国や地方公共団体が農業協同組合や日本政策金融公庫等と協力して、政策に合致する経営を行う農業経営者等へ、低利子または無利子で行う融資のことを言います。

一宮市では、農漁業近代化資金等の利子補給事業を行っており、利用できるのは、認定農業者や認定新規就農者などの地域の担い手の方です。

7. 農業の6次産業化

農業の6次産業化とは、農業を1次産業としてだけでなく、加工などの2次産業、さらにはサービスや販売などの3次産業まで含め、1次から3次まで一体化した産業として可能性を広げようとするものです。「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（通称「6次産業化・地産地消法」）に基づいています。

一宮市では、農業を取り巻く環境が厳しくなる中、農林水産物など地域資源の付加価値を高める6次産業化に注目し、一宮市6次産業化・地産地消推進協議会を平成27年度に立ち上げました。本協議会では、「一宮市6次産業化・地産地消推進計画」及び「一宮市6次産業化推進戦略」を策定し、数値目標等を掲げるとともに、今後市は積極的な支援を行うことを明記しています。

平成29年3月末現在、一宮市において、今までに「6次産業化・地産地消法」に基づく国の認定を受けた総合化事業計画は4件あります。

